

南インドヒンディー語普及協会の国家的重要機関としての 認定に関する考察

小島 美月

はじめに

インド共和国（以下、インド）は、10,000人以上の母語話者を有する言語が121言語あるとされる⁽¹⁾多言語国家であるが、2025年現在、連邦の公用語として使用されているのは、ヒンディー語と英語の二言語である。連邦公用語を母語とする者の全人口に占める割合は、ヒンディー語母語話者が約40%、英語母語話者が約0.02%となっており⁽²⁾、国民の過半数は連邦公用語以外の言語を母語としている。つまり、国民の過半数は第二言語や第三言語として、自らの属する国家の公用語を学ぶこととなる。

こうした言語状況にあるインドでは、学校教育の学習科目としてヒンディー語が扱われていることに加えて、非ヒンディー語母語話者に対してヒンディー語の学習機会が提供されている。そうしたヒンディー語の学習機会を提供するアクターの一つとして、南インドヒンディー語普及協会（Dakshina Bharat Hindi Prachar Sabha：以下、普及協会）がある。普及協会は、1918年にマドラス州⁽³⁾において、M. K. ガーンディー（以下、ガーンディー）によって創立された機関である⁽⁴⁾。2025年現在は、国家的重要機関として、ヒンディー語に関連する教育活動を行っている⁽⁵⁾。国家的重要機関とは「国の経済発展等に貢献する高度技能人材の育成の中心的な役割を果たすため、連邦法によって設置され、財政支援を受ける」高等教育機関であり、「工学、経営学、医学、薬学、化学、建築、デザイン、食品等、分野は多岐にわたる」⁽⁶⁾。しかし、同協会は1918年の創立時から1963年までの45年間は、私的な団体としてヒンディー語の教育活動を行っていた⁽⁷⁾。つまり普及協会は、1964年に連邦政府管轄の高等教育機関である国家的重要機関にその位置づけが転換されたのである。

この普及協会の国家的重要機関としての認定の背景には、1958年に普及協会が、自らに大学と同等の学位を授与する権限を与えることを連邦政府に対して求めたことがある。そして、連邦政府の教育省は1963年に、普及協会を国家的重要機関として認定することを国会に提議し、その認定の適切性が議論された⁽⁸⁾。そのうえで1964年に「南インドヒンディー語普及協会法（Dakshina Bharat Hindi Prachar Sabha Act, 1964）」が制定され、普及協会を国家的重要機関として認定することで、同協会にその権限が与えられたのである⁽⁹⁾。

このように、普及協会の国家的重要機関としての認定は、連邦政府において、同協会が私的な団体から連邦政府管轄の高等教育機関へとその位置づけを転換するに値すると考えられた要素が存在することを意味していると考えられる。言い換えると、連邦政府にとって普及協会は、

国家の成立のために重要となる機関の一つであると考えられたといえる。普及協会が国家的重要な機関に認定された1964年は、インドが英国植民地支配から独立して20年に満たない時期であり、連邦政府にとってはインドという国家を作り上げていく時期にあたると考えられる。後述の通り、独立後、連邦政府は言語に関する様々な政策を定めており、そうした流れのなかで普及協会が国家的重要な機関に認定されたことを踏まえると、多言語国家の成立という観点での連邦政府の意図や戦略がみられるのではないだろうか。つまり、こうした機関のどのような点が国家にとって重要であると考えられたのかという、同協会の国家的重要な機関としての認定の背景を考察することは、多言語国家の成立において重要な要素を明らかにすることができ、多言語国家成立のメカニズムの解明に示唆を得られるという点で、意義があると考えられる。

しかし、普及協会について扱った先行研究はわずかである。具体的には、Elangovan⁽¹⁰⁾は、マドラス州におけるヒンディー語教育の導入をめぐる政治的な対立のメカニズムを考察するなかで、英国植民地支配下の時代の国民会議派によるヒンディー語の普及活動について言及し、1918年にマドラス州では、ガーンディーによって普及協会が創立されたことを明らかにしている。しかし、普及協会が国家的重要な機関に認定された背景は十分に検討されていない。

そこで本稿では、普及協会が国家的重要な機関に認定されるに至った背景を分析することを通して、連邦政府が普及協会を国家的重要な機関として認定した思惑を明らかにすることを目的とする。具体的には、まず、普及協会はどのような経緯で創立され、国家的重要な機関として認定されるまでの間にどのような活動を行っていたのかについて確認する（第一節）。そして、普及協会はヒンディー語という言語に関する機関であることを考慮して、独立時の言語状況やそれに関する課題を整理したうえで、独立した1947年から普及協会が国家的重要な機関として認定された1964年までの時期における連邦政府の言語政策について検討する（第二節）。また、普及協会は国家的重要な機関という連邦政府管轄の高等教育機関として認定されたことを踏まえて、同時期におけるインドの高等教育の整備状況を確認する（第三節）。そのうえで、普及協会を国家的重要な機関として認定することの適切性の根拠を分析する（第四節）。それらを踏まえて、連邦政府が普及協会を国家的重要な機関として認定した思惑について考察する（第五節）。

第一節 普及協会の歴史的展開－創立から国家的重要な機関としての認定まで－

普及協会は既述の通り、1918年にガーンディーによって創立された機関である。ガーンディーは、英国植民地支配下において英語教育が行われ、インド土着の言語よりも英語が重要視されている状況がみられることを否定的に捉えていた⁽¹¹⁾。そして英語ではなく、ヒンディー語を全インドの共通語にすべきであると主張していたのである⁽¹²⁾。

ガーンディーがこうした主張を展開していた同時期に、ヒンディー語母語話者が主である北インドにおいて、ヒンディー文学会議（Hindi Sahitya Sammelan）と呼ばれる社会団体がヒンディー語およびその文学を普及する活動を行い、年次大会を実施していた⁽¹³⁾。そして同団体は、1918年の年次大会において、上述のように共通語としてのヒンディー語の重要性を訴えていたガーンディーを議長に選出した⁽¹⁴⁾。その年次大会の場でガーンディーは、非ヒンディー語母語話者が主な地域のなかでも特にヒンディー語が知られていない南インドに、北インドからヒンディー語の教師が派遣され、ヒンディー語を学習できる教育機関が置かれるべきだと主張した

のである⁽¹⁵⁾。

こうした経緯で、ヒンディー文学会議が南インドにおけるヒンディー語の学習機会の提供を支援する形で、1918年に普及協会がマドラス州に創立された。またガンディーは、自らの息子であるデーオダース・ガンディー（以下、デーオダース）を同協会の最初のヒンディー語教師として派遣した⁽¹⁶⁾。このように、創立時から1926年まではデーオダースやヒンディー文学会議を通して派遣されたヒンディー語の教師が中心となっており、南インドの人々が自らの母語でヒンディー語を学ぶことを可能にする教材の開発や、非ヒンディー語母語話者である南インドの人々を対象とした、ヒンディー語の教師の養成が行われていた⁽¹⁶⁾。このように、南インド現地において普及協会の活動が拡大していった。

しかし、こうした普及協会の活動の拡大に伴って、マドラス州から遠く離れた場所にあるヒンディー文学会議の中央事務局が普及協会の活動を十分に指揮することができていないと考えられるようになった⁽¹⁷⁾。そのため、1927年に普及協会は「社会团体登録法（The Societies Registration Act, 1860）」にもとづく一つの独立した私的団体（以下、独立団体）となったのである⁽¹⁸⁾。独立団体としての普及協会は、創立時から行われてきたヒンディー語の教育活動を継続するとともに、1937年からマドラス州の学校教育で開始されたヒンディー語の教育活動も担い、その活動範囲を拡大していった⁽¹⁹⁾。

そして創立から40年経った1958年に普及協会の運営者らは、自らの権限がさらに拡大されるべきだと考えていた⁽²⁰⁾。具体的には、同協会によって授与される称号や卒業証書が、大学やその他の教育機関によって授与されている学位と同等であることが認められるように、同協会に対して特別な認定や権限が与えられるべきだということである⁽²¹⁾。翌1959年に普及協会は連邦政府に対してそれを実現するための要求を試みたが、受け入れられなかったとされる⁽²²⁾。

それを受けて普及協会は新たに、南インドの文化や言語を普及することを目的としたランチを設置して、連邦政府に対する交渉を継続し、その交渉の場の一つとして設けられた普及協会の記念式典に連邦政府の教育大臣を招き、そこで同教育大臣によって普及協会に大学と同等の学位を授与する権限を与える議論を国会で進めることが宣言されたようである⁽²³⁾。また、普及協회를国家的重要機関として認定する形でこうした権限を与えることとされた⁽²⁴⁾。

こうした普及協회를国家的重要機関として認定しようという連邦政府の動きがみられた時期、同協会の会長が当時の大統領であった⁽²⁵⁾。しかし、普及協会の法的位置づけはあくまでも私的な団体であり、連邦政府自らが管轄する機関というわけではなかった。とはいえ、建国の父であるガンディーによって創立され、その後はインドの大統領が会長を務める機関として、当時の連邦政府においてその存在は認識されていたと考えられる。

第二節 1947年から1964年までの連邦政府における言語政策の展開

1947年の英国植民地支配からの独立以降における連邦政府の言語政策には、独立以前のインドの言語状況が関係している。そのため、まずは独立以前のインドの言語状況を概観する。北インドではほぼ全域でヒンドゥスターニー語が共通語であったが、東インドや南インドではほとんど理解されず、それらの地域ではそれぞれ文字や文学的伝統をもつ言語が話されていた。一方、高等教育や行政においては、英国植民地支配のもとで英語が広められていた⁽²⁶⁾。こうした

た言語状況下において、独立国家としてのインドの制憲議会では、次のような議論が展開された。まず、北インドの人々は、インド独立のためには自らの言語で考え、語るべきであるとし、英語をヒンディー語に置き換えるべきだと主張した。一方、南インドの人々は州間のコミュニケーションの手段として英語の使用を存続させることを望んだ。同制憲議会においてヒンディー語をインドの単一の国語とする提案がなされると、そうした南インドの人々を中心に激しい反対がなされた⁽²⁷⁾。また、インドの多言語状況に関する議論として、言語的マイノリティによって「母語による発言の自由」や「言語を基礎とする州の再編成」が要求された⁽²⁸⁾。さらに、独立後のインドでは多様で不平等な状況にあった人々を「国民」として編成するための国民統合と経済的自立を速やかに達成することが課題であった⁽²⁹⁾。

制憲議会での議論を経て、1950年に制定されたインド憲法では、ヒンディー語を連邦公用語にするとともに、英語を15年間の期限付きで連邦の公用語として使用するという妥協に達した⁽³⁰⁾が、連邦の義務として、ヒンディー語を普及することや発展させることが定められた⁽³¹⁾。一方、州については同憲法において、当該州で使用されている一つ以上の言語、あるいは英語やヒンディー語を州公用語として採用することが認められた⁽³²⁾。

しかし、1950年時点では「言語を基礎とする州の再編成」はなされなかった。この背景には、制憲議会において「国は宗教を基礎として分割されたばかり」であり、「それをさらに言語別に分割することは、インド連合の解体をうながす」という主張がなされたことがある。連邦政府の方針としては、言語州の創設は、インドが強力になり自らに自信がもてるまで延期されなければならないと考えられたのである⁽³³⁾。しかし、非ヒンディー語圏の人々からはこの方針に対する反対があり、特にアーンドラ地方のテルグ語話者によって激しい反対運動が展開された⁽³⁴⁾。その運動の指導者であったポッティ・ジュリーラームが1952年に断食を開始し、同年に死亡したことで混乱が生じた。連邦政府は、それに対する譲歩としてテルグ語を主要言語とするアーンドラ州の創設を認め、翌1953年にアーンドラ州が創設された⁽³⁵⁾。これをきっかけとして他の言語集団による同様の要求が激化し、その解決を図るために連邦政府は州再編委員会を設置し、そこでの議論の末、1956年に言語にもとづく州再編がなされることとなったのである⁽³⁶⁾。

このように、連邦政府の方針としてはインドの連邦公用語としてヒンディー語を強化することが望ましいと考えられていた一方で、多言語状況のなかで非ヒンディー語話者からの要求に対する譲歩として連邦公用語としての英語の継続使用や言語にもとづく州再編がなされたことがわかる。

またこうした州再編の議論が進められていた時期である1955年には、学校教育における言語教育に関する連邦政府の方針として、三言語定則が定められた。これは、インドの全人口の約4割を占めるヒンディー語母語話者と、南インドのドラヴィダ語系の言語母語話者を中心とする非ヒンディー語母語話者との妥協の産物で、各言語集団間の学習負担を公平化するために制定されたものである。具体的には、中等教育段階において、ヒンディー語母語話者はヒンディー語、英語、ヒンディー語以外のインドの言語の三言語を学び、非ヒンディー語母語話者は、自らの母語、ヒンディー語、英語の三言語を学ぶことが規定された⁽³⁷⁾。

その後、1963年に連邦政府は、1965年までは英語が主たる連邦公用語でヒンディー語は副次的な地位にあるが、それ以降は、その立場が逆転し英語の使用を漸次減少させヒンディー語に

代替させることを法制化した「公用語法（The Official Languages Act, 1963）」を制定した。このヒンディー語をインドの唯一の連邦公用語とする連邦政府の方針に対して、南インドでは反対運動が展開された⁽³⁸⁾が、連邦政府の方針としては連邦公用語としてのヒンディー語のさらなる強化が目指されていたといえる。

以上をまとめると、1947年から1964年までの時期における連邦政府の言語に関する方針としては、インドの連邦公用語としてのヒンディー語の位置づけを確立させようとしながらも、インド国内での言語に関する反発運動を解決するために非ヒンディー語話者の人々に対して譲歩し、多言語を尊重する姿勢が示されていた。しかし、州再編後の「公用語法」制定からは、連邦公用語としてのヒンディー語のさらなる強化を重要視していたことが窺える。

第三節 1947年から1964年までににおけるインドの高等教育の整備状況

独立後のインドの高等教育は、英国植民地支配下の時代に形成された高等教育システムの影響を受けている。1837年、英語がペルシャ語に代わって公用語および法廷用語として用いられることとなり、1844年にすべての官職の任用時に、英語教育を受けた者を優先すると発表されたことで、インド土着の教育システムは次第に排除され、英語を教授言語とする西洋のカリキュラムが導入され始めた。そうした教育を実施するためのカレッジが設立され、1857年にはそれらのカレッジを統轄するために、インド最初の近代大学が設立された⁽³⁹⁾。こうした大学は、中央ないし各州の立法機関が採択した法令によって設置されるシステムが形成されていた⁽⁴⁰⁾。

こうしたシステムのもとでインドの高等教育は発展し、独立時点では20の大学と約500のカレッジが存在していた⁽⁴¹⁾。独立後はカレッジの増設が目指される⁽⁴²⁾とともに、国家の経済発展のために、技術的・科学的専門知識と管理能力を有する人材の育成が重要視された⁽⁴³⁾。1950-51年度にはインドに28の大学と578のカレッジが、1960-61年度には45の大学と1819のカレッジが存在した⁽⁴⁴⁾。

こうした大学とカレッジのうち、連邦政府管轄の高等教育機関として認定あるいは設置された機関の数は限られており、その主は各州政府管轄の高等教育機関であった。具体的には、1950-51年度時点では、アリーガル・ムスリム大学（Aligarh Muslim University）、ベナレス・ヒन्दゥー大学（Benares Hindu University）、デリー大学（Delhi University）、ヴィシュワ・バーラティー（Visva Bharati）の4つの大学が連邦政府管轄の国立大学として認定されていた⁽⁴⁵⁾。

また、1960-61年度時点までには、次のような機関が連邦政府管轄の高等教育機関として設置あるいは認定された。1956年にインドにおける医学教育の高水準を確立するために、全インド医科大学（All India Institute of Medical Sciences）が国家的重要機関として設置された⁽⁴⁶⁾。また、1958年にはインドの技術分野のリーダーとして活躍する国際レベルの技術者を育成するために、インド工科大学（Indian Institutes of Technology）ボンベイ校が国家的重要機関として設置された⁽⁴⁷⁾。翌1959年にはマドラス校とカーンプル校が国家的重要機関として設置されるとともに⁽⁴⁸⁾、気象データ、降雨データ、土壌条件データといったデータの統計分析を行っていたインド統計大学（Indian Statistical institute）⁽⁴⁹⁾が、国家的重要機関として認定された。さらに、1961年にはインド工科大学デリー一校が国家的重要機関として設置された。このように、1950年代後半から1960年代初めには、既述の通り、国家の経済発展のために重要視されていた技術的・科

学的専門知識を教授するための機関が、連邦政府管轄の高等教育機関として設置されたり、認定されたりしていたのである。

その後 1962 年には、ヒンドゥー教とイスラーム教の違いを超えてインド人が結束し、英国植民地支配からの独立を達成することを掲げて、ガンディーの指導のもとで展開されたヒラーフート運動と非協力運動の流れのなかで設立されたジャーミヤー・ミッリヤー・イスラーミヤー（Jamia Millia Islamia）が準大学として認定された⁽⁵⁰⁾。同機関は後の 1988 年に国立大学へとその位置づけが転換されている。そして、既述の通り、1964 年に普及協会が国家的重要機関として認定されたのである。

以上を踏まえると、普及協会が国家的重要機関として認定される以前のインドにおける高等教育の整備状況としては、主な高等教育機関は州政府の管轄下であり、連邦政府管轄の高等教育機関数は限られていた。また、連邦政府管轄の高等教育機関は、国立大学、国家的重要機関、準大学という三つの種別に分かれるが、国立大学とされたのは総合的に様々な学問分野を扱っている機関である。一方、国家的重要機関および準大学とされたのは、ある特定の分野に特化した機関である⁽⁵¹⁾。こうした国家的重要機関や準大学の設置あるいは認定がなされた時期における両機関の位置づけの違いは明確ではないが、あくまでも大学としてみなされる高等教育機関である準大学に比べて、国家的重要機関のほうが国家にとって重要な機関であるという意味合いが強く示されたものという位置づけであったと考えられる。

第四節 普及協会を国家的重要機関として認定する根拠

上述の通り、普及協会に対して大学と同等の学位を授与する権限を与えるために、同協会を国家的重要機関として認定する議論が国会において進められた。同国会では、連邦政府の教育省大臣によって普及協会を国家的重要機関に認定することが提議され、15 人の議員によってその認定の適切性に関する意見が順に述べられた。これらの意見は、同国会の議事録に記されている⁽⁵²⁾。同議事録は国会での議事録のデジタルアーカイブより入手した⁽⁵³⁾。同議事録は、ヒンディー語で発言された意見についてはヒンディー語で、英語で発言された意見については英語で記録されている。これらの発言を筆者が和訳したものをもとに、認定を適切だとする根拠とされた要素を整理すると、主な根拠としては、①普及協会の創立者はガンディーであること、②普及協会はインドの独立に貢献したこと、③普及協会はヒンディー語だけでなく南インドの言語の普及や発展も目指していること、④普及協会はインドにおける国民統合に貢献し得ることがあげられている。以下には、普及協会の国家的重要機関としての認定を適切だとする根拠について、具体的に確認する。

①普及協会の創立者はガンディーであること

「ここ数カ月の間に、我々はいくつかの機関を国家的に重要な機関として宣言した。そのうちのいくつかには、UGC 法のもとで大学の位置づけを与えた。それらはすべて、ガンディー氏によって創立、あるいは祝福された機関である。（中略）そうした機関のなかで、未だにそのように（筆者補足：国家的に重要な機関として）認定されていないのは、南インドヒンディー語普及協会のみである。そして私は今日、この法案を提議できることを嬉しく思う。」⁽⁵⁴⁾と述べ

られた。また「この機関（筆者注：普及協会）は、マハートマー（筆者注：ガンディーに対する敬称）・ガンディーの指導のもとで1918年に創立された。過去45年間、同協会は南インドにおいてヒンディー語の発展と普及に多大な貢献をしてきた。」⁽⁵⁵⁾と指摘された。このように、普及協会はガンディーという独立運動の指導者で、建国の父とされる者によって創立された機関であることが、同協회를国家的重要機関として認定する適切性の一つの要素とされている。

②普及協会はインドの独立に貢献したこと

「この法案は、歓迎される。南インドヒンディー語普及協会は、非常に古い組織である。南（筆者補足：インド）では、ヒンディー語を学ぶことが独立運動に参加していることとしてみなされていた時期があった。独立運動が弱くヒンディー語を学ぶこと自体が一つの重要な活動としてみなされていたときに、我々はヒンディー語を学んでいた。そうした時代から今日まで、それ（筆者注：普及協会）は、大きな組織に発展した。多くの人々がヒンディー語を学び、この（筆者補足：独立）運動は発展し、インドは独立を獲得した。そのため、そうした組織に重要性を与えることは適切である。」⁽⁵⁶⁾と述べられた。つまり、普及協会はインドが独立を達成するために貢献したということが、同協회를国家的重要機関として認定する適切性の一つの要素として考えられた。

③普及協会はヒンディー語だけでなく南インドの言語の普及や発展も目指していること

「この機関（筆者注：普及協会）が自らに課している主な活動は、インドおよび外国においてヒンディー語、ヒンディー文学、デーヴァナーガリー文字（筆者注：ヒンディー語の表記に使用されている文字）を発展させ、普及させることであり、同時に南インドの言語も普及させることである。ヒンディー語の発展および普及のためにこの機関が創立されたということは非常に重要なことであるが、同時に我々は南インドの言語も普及することが必要不可欠となる。この機関の目的は、非常に称賛に値するものである。（中略）この機関のもう一つの目的は、ヒンディー語および南インドの言語で文学を創ることである。（中略）ヒンディー語を発展させると同時に南インドの言語も発展させるということは、非常に良い目的である。」⁽⁵⁷⁾と指摘された。加えて「（筆者補足：普及協会）は活動地域を拡大し、ヒンディー語の学びの場を新たに開設し、テルグ語、タミル語、マラーヤラム語、カンナダ語（筆者注：いずれも南インドの言語）の書籍をヒンディー語に翻訳した書籍が作られるべきである。そうすれば、そこ（筆者注：南インド）の人々は容易にヒンディー語を学習できるようになる。我々も南インドの言語を学びたいと考えているため、これらの書籍はそこでも活用できる。これらの取り組みには多くの資金が必要となるが、（筆者補足：連邦）政府が惜しみなく尽力し、普及協会に対して可能な限りの援助を提供することを願っている。」⁽⁵⁸⁾と述べられた。このように、普及協会はヒンディー語やその文学、文字を発展させ、普及させるだけでなく、同時に南インドの言語や文学も発展させ、普及させることを目的としており、両言語の学習を可能にする点が、同協회를国家的重要機関として認定する適切性の一つの要素とされた。

また「近頃、ウッタル・プラデーシュといった北インドのいくつかの州では、州政府によっ

て南インドの言語の学習を促進しようとする動きがある。ウッタル・プラデーシュ州政府によっていくつかの施設が整備され、それらの施設は南インドヒンディー語普及協会に対して、教師の派遣やシラバスの準備、教材の提供等において様々な提言や援助を求めてコンタクトをとっている。(中略) こうした活動には財政的責任を伴うが、南インドヒンディー語普及協会が現時点でそれを負担することができない。(筆者補足：連邦) 政府からの財政援助を必要とする活動がいくらか存在するのである。」⁽⁵⁹⁾と主張された。つまり、普及協会は北インドにおける南インドの言語の学習の促進において貢献しうる機関であることが、同協会を国家的重要機関として認定する適切性の一つの要素としてあげられた。

一方で、普及協会の国家的重要機関としての認定に対する疑問として「ちょうど今、南(筆者補足：インド)では強力な政治組織が反ヒンディー語闘争を始めているところであり、この法案はこの闘争に関連するさらなる議論を、この国に突きつけることになる。この事実に加えて、インド政府の通常の政策としてすでに、ヒンディー語の普及のための運動に対して財政援助を行ってきている。(中略) インドの一つの言語に対してそうした特別な財政援助が与えられていることに加えて、この言語(筆者注：ヒンディー語)の学習を促進するというに関して、さらなる援助を与えようとする法案を(筆者補足：連邦)政府は提議している。本院の議員各位から南インドヒンディー語普及協会に対して数多くの賛辞が寄せられたが、これらはすべて、同協会がヒンディー語の普及のために素晴らしい活動をしてきたということを示している。こうした活動はすべて、自由意志で活動する組織によってなされたものだ。なぜ(筆者補足：連邦)政府が今になって、この機関に特別な援助を与える必要があるのだろうか。」⁽⁶⁰⁾と指摘された。つまり、普及協会を国家的重要機関として認定することによって、ヒンディー語のみを強化することにつながるのではないかという疑問が呈された。しかし、こうした疑問は、上述の通り普及協会がヒンディー語だけでなく、南インドの言語の発展や普及も目的とした機関である点で乗り越えられるものだとされた。

④普及協会はインドにおける国民統合に貢献し得ること

「我々は国家語を持つべきであるということは間違いない。ヒンディー語を国家語として導入することをめぐる、あるいはその過程、方法、進度に関する議論がどうであれ、国家語をよりすばやく、より良く発展させることが必要である。この観点からも、この組織(筆者注：普及協会)を強化し、その活動を可能な限り広い範囲に拡大するために、この機関に対して財政的にも援助することが非常に重要である。」⁽⁶¹⁾と述べられた。また「この国において我々は国民統合を確立すべきであるならば、一つの言語が非常に重要である。言語は、それによって多様な人々、様々な地域の人々、様々なジャーティ(筆者注：身分)の人々が共生する場において、国民統合をなし得る一つの手段である。」⁽⁶²⁾と指摘された。さらに「ご存知の通り、1918年に南インド普及協会が創立された。(中略) 45年前からこの組織はヒンディー語の普及活動をしているが、(筆者補足：連邦)政府はこんなにも古い組織であるにも関わらずこれまで注目してこなかったことは、悲しむべきことである。この組織は国家に対して貢献しており、(中略)政府はこれ(筆者注：普及協会)をもっと前に国家的重要機関として認めるべきであった。なぜなら、これ(筆者注：普及協会)を通してヒンディー語の普及活動が容易になし得ており、我々

の公用語が真に唯一の国家語になり得るためである。」⁽⁶³⁾と主張された。このように、普及協会はインドにおける国民統合に対して貢献することが、同協会を国家的重要機関として認定する適切性の一つの要素とされた。

その他にも、自らに大学と同等の学位を授与する権限を与えることを求める普及協会の要求に関連する適切性として次の二点があげられた。第一に、普及協会は南インドにおいて、私的な団体としてヒンディー語に関連する称号や卒業証書を授与してきていたが、それらの称号や卒業証書が大学の学位と同等であるとされれば、普及協会は全インドにおいて通用する学位を授与することができるようになる。これにより、学校教育におけるヒンディー語教育を担うことができるヒンディー語の教師を養成できるようになり、普及協会はより良い機能を果たすことになる主張された。第二に、普及協会が国家的重要機関として認定されれば、普及協会に提携するカレッジを設立することが可能になる。そうした普及協会に提携するカレッジにおいて、在籍する学生にヒンディー語が教えられれば、卒業後に連邦政府や他の州政府の職員の仕事に就くことができる機会の獲得に貢献することができると主張された。このように、南インドの人々が、連邦政府や他の州政府の職員の仕事を得心することに対して、普及協会が貢献するという点で、国家的重要機関への認定は適切であるとされたのである。

また、インド憲法では連邦政府にはヒンディー語を普及させるとともに、発展させる義務があるなかで、南インドの人々がヒンディー語の発展に貢献するという点で、普及協会を国家的重要機関に認定することは適切であるという意見が述べられた。

第五節 考察

以上を踏まえて、連邦政府が普及協会を国家的重要機関として認定した思惑について考察する。まず、普及協会は言語に関連する機関であることと、そうした機関が連邦政府管轄の高等教育機関である国家的重要機関として認定されたことを考慮して、インド独立の1947年からその認定がなされた1964年までの時期の連邦政府における言語政策の展開と、同時期におけるインドの高等教育の整備状況を確認した。

連邦政府における言語政策の展開からわかることとしては、ヒンディー語を強化したいけれども、それに対する非ヒンディー語話者の反発運動を解決するために多言語に配慮しなければならず、そうした配慮は必要だけでも、インドという国家の解体にはつながらないように国家としてのまとまりを強化することが、言語に関する連邦政府の方針として望ましい形であったと考えられる。つまり、ヒンディー語の強化、多言語への配慮、国家としてのまとまりの強化という三点を同時に達成することが、連邦政府において目指されていたといえる。

高等教育の整備状況に関しては、州政府管轄に高等教育機関が主である状況で、連邦政府管轄の機関を設置あるいは認定することは、その機関を国家にとって特に重要な機関であると示すことになるといえる。また、国家的重要機関という種別の機関は、準大学という同じ連邦政府管轄の高等教育機関と比較してより国家にとって重要なものであることを象徴的に示すことになると思われる。

これらを踏まえて、普及協会を国家的重要機関として認定する根拠としてあげられた点を検

討し、その認定に至った連邦政府の思惑を考察したい。同認定の根拠として大きく四点があげられた。具体的には、普及協会はガーンディーによって創立されたこと、インドの独立に貢献したこと、ヒンディー語だけでなく南インドの言語の普及や発展も目指していること、さらなる国民統合に貢献し得ることである。こうした根拠から、連邦政府において普及協会は、ガーンディーという建国の父、インドが団結して達成した英国植民地支配からの独立というインドのまとまりを強化するようなシンボルであり、さらなるインドのまとまりの強化に貢献し得ると捉えられたといえる。また、ヒンディー語の普及を目的としてその教育活動を展開しながら、南インドの言語の普及や発展を目指すという多言語の尊重という側面も持ち合わせている普及協会は、多言語に配慮しながらもヒンディー語を強化したいと考える連邦政府にとって、自らの方針に合致する活動を展開する機関であると捉えられたと考えられる。

また、多言語の尊重という側面については、言語別の州再編を要求する運動や、ヒンディー語を唯一の連邦公用語に規定することに対する反対運動が特に激しく行われた、南インドの言語に焦点があてられていることを踏まえると、連邦政府の意図としては特に南インドがインドという国家としてまとまることを強化しようというものであったと考えられる。さらに、北インドの言語であるヒンディー語と南インドの言語の両方を扱い、両言語の発展を図ることで南北の結びつきを強化するような特徴を有している普及協会を、国家的重要機関、すなわち国家にとって重要なものであると示すことで、普及協会が南北の結びつきを象徴する機関として機能することを期待していたのではないかと考えられる。

まとめると、連邦政府の思惑は、自らの言語に関する方針に合致する活動を展開するとともに、インド南北の結びつきを強化し得る普及協会を、国家的重要機関という国家にとって重要なものとして認定することで、自らの言語に関する方針を強化するとともに、普及協会を南北の結びつきの象徴にしようというものであったと考えられる。

おわりに

本稿の目的は、普及協会が国家的重要機関として認定されるに至った背景を分析することを通して、連邦政府が普及協会を国家的重要機関として認定した思惑を明らかにすることである。

普及協会が国家的重要機関として認定されるに至った背景として、まず、普及協会の創立から国家的重要機関として認定までの活動を確認した。同協会は、インドの独立運動を指導していたガーンディーが創立した機関であり、非ヒンディー語圏である南インドにおけるヒンディー語の教育活動を展開していた。

そして、普及協会は言語に関連する機関であり、そうした機関が連邦政府管轄の高等教育機関である国家的重要機関として認定されたことを考慮して、インド独立からその認定までの時期における連邦政府の言語政策の展開およびインドの高等教育機関の整備状況を整理したうえで、普及協会の国家的重要機関としての認定の根拠について、国会での議論をもとに分析した。

その結果、連邦政府の思惑としては、自らの言語に関する方針に合致する活動を展開するとともに、インド南北の結びつきを強化し得る普及協会を、国家的重要機関という国家にとって重要なものとして認定することで、自らの言語に関する方針を強化するとともに、普及協会を南北の結びつきの象徴にしようというものであったと考察できる。

このように、ヒンディー語という北インドの言語と南インドの言語の普及や発展を図るうえで、言語ごとに異なる機関ではなく、両言語に関連する機関を国家的重要機関、つまり国家にとって重要な存在にすることは、多言語国家における多言語の扱い方の一つのあり方が示唆されているといえる。

なお本稿では普及協会が国家的重要機関として認定された背景を分析し、連邦政府におけるその認定の思惑について考察したため、普及協会は国家的重要機関として認定された後に、実際にはどのような活動を展開し、どのような役割を果たしているのかについては明らかにできていない。2025年現在の普及協会は、国家的重要機関としての認定以前に、南インドの言語や文化を普及することを目的として設置したとされるデリーのブランチを有していないようである。そのデリーのブランチにおいてどのような活動がなされていたのか、2025年現在にはなぜ存在しないのかといった点を明らかにするためには、普及協会に関するさらなる資料の分析や同協会の関係者に対する聞き取り調査等が必要となる。この点についての考察は今後の課題としたい。

【注】(URLの最終閲覧日はすべて2025年8月30日)

- (1) Office of the Registrar General, India, *Census of India 2011 Language India, States and Union Territories*, 2011.
- (2) *Ibid.*
- (3) 普及協会が創立されたマドラス州は、1968年にその州名が変更され、2025年現在はタミル・ナードゥ州である。
- (4) 南インドヒンディー語普及協会, *दक्षिण भारत हिंदी प्रचार सभा का इतिहास* (南インドヒンディー語普及協会の歴史), 2018a, p.20. (2025年7月に実施した筆者による現地調査において収集。)
- (5) 2025年7月に実施した筆者による現地調査にもとづく。
- (6) 大学改革支援・学位授与機構「ブリーフィング資料—インドの高等教育・質保証制度」6頁。
- (7) 南インドヒンディー語普及協会, 2018a, *op.cit.*, p.100.
- (8) Parliament of India, Rajya Sabha Official Debates, *Dakshina Bharat Hindi Prachar Sabha Bill*, 1963, 1963.
- (9) Government of India, Ministry of Education, Department of Education, *The Dakshina Bharat Hindi Prachar Sabha Act*, 1964, 1964.
- (10) Elangovan, I. Imposition of Hindi Language under Congress Ministry in Tamilnadu – A Study. *Kamaraj Journal of Academic Research*, 1 (4), 2019, pp.78-90.
- (11) 鈴木義里「ガーンディーと英語—一つのインド、一つの言語」『大正大学研究紀要』第94巻、2009年、1-23頁。
- (12) 同上。
- (13) 南インドヒンディー語普及協会, 2018a, *op.cit.*, p.14.
- (14) *Ibid.*
- (15) 南インドヒンディー語普及協会, 2018a, *op.cit.*, p.16.
- (16) 南インドヒンディー語普及協会, 2018a, *op.cit.*, p.20.
- (17) 南インドヒンディー語普及協会, 2018a, *op.cit.*, p.39.
- (18) 南インドヒンディー語普及協会, 2018b, *दक्षिण भारत हिंदी प्रचार सभा* (南インドヒンディー語普及協会), p.1. (2025年7月に実施した筆者による現地調査において収集。)
- (19) 南インドヒンディー語普及協会, 2018a, *op.cit.*, p.132.
- (20) 南インドヒンディー語普及協会, 2018a, *op.cit.*, p.98.

- (21) दक्षिण भारत हिंदी प्रचार सभा ,मद्रास, 2018a, *op.cit*, p.97.
- (22) *Ibid*.
- (23) दक्षिण भारत हिंदी प्रचार सभा ,मद्रास, 2018a, *op.cit*, p.98.
- (24) *Ibid*.
- (25) दक्षिण भारत हिंदी प्रचार सभा ,मद्रास, 2018b, *op.cit*.
- (26) ラーマチャンドラ・グハ、佐藤宏訳『インド現代史ー1947-2007』明石書店、2012 年、196-197 頁。
- (27) 同上書、197-199 頁。
- (28) 同上書、176-177 頁。
- (29) 押川文子「教育の現在一分断を超えることができるか」水島司編『変動のゆくえ』日本経済評論社、2013 年、71 頁。
- 中溝和弥「危機の政治史ー独立インドにおける危機の克服」『年報政治学 2013-II』2014 年、63 頁。
- (30) ラーマチャンドラ・グハ、前掲書、2012 年、199 頁。
- (31) 鈴木義里『あふれる言語、あふれる文字ーインドの言語政策』右文書院、2001 年、86 頁。
- 連邦の義務について具体的には「ヒンディー語の発展のための指令」として「ヒンディー語の普及を促進すること」、「ヒンディー語をインドの混成文化のすべての要素を表現する媒体として役立つように発展させること」、「ヒンディー語の豊かさを、ヒンドゥスターニーおよび第八附則の言語の形式・様式・表現を吸収し、第一にサンスクリットから、そして次にインドの諸言語から語彙をくみ取ることによって保持すること」の三つである。なお第八附則の言語とは、インド憲法第八附則に示されている 22 の言語である（2025 年現在）。これらの言語は、連邦政府公務員試験といった公的試験の選択科目として使用される言語ではあるが、インドの連邦公用語ではない。
- (32) 榎木蘭鉄矢「インドの言語政策と言語状況ー言語ナショナリズムと英語の拡大」山本忠行・河原俊昭編『世界の言語政策 第2集ー多言語社会に備えて』くろしお出版、2007 年、165 頁。
- (33) ラーマチャンドラ・グハ、前掲書、2012 年、282-285 頁。
- (34) ラーマチャンドラ・グハ、前掲書、2012 年、289 頁。
- (35) ラーマチャンドラ・グハ、前掲書、2012 年、292-293 頁。
- (36) ラーマチャンドラ・グハ、前掲書、2012 年、294-306 頁。
- (37) 榎木蘭鉄矢「インドの言語政策と英語教育」『秋田県立大学総合科学研究集報』第3号、2002 年、17 頁。
- (38) 藤井毅「言語問題 [言語再編]」辛島昇ほか監修『南アジアを知る事典』平凡社、2012 年、251 頁。
- (39) アパルナ・バサー「インドの高等教育ー植民地主義とその克服」P. G. アルトバック・V. セルバラトナム著、馬越徹・大塚豊監修『アジアの大学ー従属から自立へ』玉川大学出版部、1993 年、237-238 頁。
- (40) 同上書、240 頁。
- (41) Henna Upadhyaya. Growth of Higher Education in India during the Period 1950-2005. *Journal of Research and Method in Education*, 1(1), 2013, p.46.
- (42) アパルナ・バサー、1993 年、前掲書、250 頁。
- (43) 同上書、252 頁。
- (44) Henna Upadhyaya, 2013, *op.cit*, p.47.
- (45) 渡辺雅幸「インドにおける国立大学の役割ー「大学の目的」に着目して」『京都大学大学院教育学研究科紀要』第60号、2014 年、140-141 頁。
- (46) All India Institute of Medical Sciences Website. <https://www.aiims.edu/aiims/ritact/aboutaiimsintro.htm>
- (47) Council of Indian Institute of Technology Website. <https://www.iitsystem.ac.in/about#:~:text=In%20May%201950%2C%20the%20first,inauguration%20on%20August%2018%2C%201951>
- (48) *Ibid*.
- (49) Indian Statistical Institute Website. <https://www2.isical.ac.in/>

(50) Government of India, Ministry of Education, Department of Higher Education, *The Jamia Millia Islamia Act*, 1988, 1988.

(51) 渡辺、2014 年、前掲書、147 頁。

(52) Parliament of India, Rajya Sabha Official Debates, 1963, *op.cit.*

(53) Parliament of India Official Debates of Rajya Sabha website.

<https://rsdebate.nic.in/#:~:text=This%20repository%20contains%20the%20Official%20Debates%20of%20Rajya,Session%20%28i.e.%20266th%20Session%3B%20till%2020th%20December%2C%202024%29>.

(54) *Ibid*, p.1897.

(55) *Ibid*.

(56) *Ibid*, p. 1900-1901.

(57) *Ibid*, p. 1905-1906.

(58) *Ibid*, p. 1910.

(59) *Ibid*, p. 1925-1926.

(60) *Ibid*, p. 2051-2052.

(61) *Ibid*, p. 1901.

(62) *Ibid*, p. 1917.

(63) *Ibid*, p. 2041.

本研究は JSPS 科研費 JP25KJ1689 の助成を受けたものです。

(日本学術振興会特別研究員 比較教育政策学コース 博士後期課程 2 回生)

(受稿 2025 年 9 月 1 日、改稿 2025 年 11 月 17 日、受理 2025 年 12 月 18 日)

南インドヒンディー語普及協会の国家的重要機関としての認定に関する考察

小島 美月

本稿は、私的な団体として南インドにおけるヒンディー語の教育活動を行っていた南インドヒンディー語普及協会を、国家的重要機関という連邦政府管轄の高等教育機関として認定した連邦政府の思惑を明らかにすることを目的としている。認定の背景として、連邦政府による言語に関する方針、高等教育機関の設置状況、普及協会の私的な団体としての活動、その認定の適切性についての国会での議論を分析した。その結果、普及協会は、ヒンディー語を強化するとともに、その他の多言語を尊重しようとする連邦政府の言語に関する方針に沿う活動を行い、ヒンディー語と南インドの両言語の発展を図ることで南北の結びつきを強化するような特徴を有することが明らかとなった。連邦政府の思惑は、南北の言語の両方に関連する普及協会を、国家的重要機関とすることによって、それを南北の結びつきの象徴にしようというものであったと考えられる。

Recognition of the Dakshina Bharat Hindi Prachar Sabha as an Institute of National Importance

KOJIMA Mizuki

This paper examines the Central government's intention in recognizing the Dakshina Bharat Hindi Prachar Sabha, which has conducted Hindi language educational activities in South India as a private organization, as a Central government-administered institution of higher education classified as an Institute of National Importance. To examine the background of this recognition, the language policies established by the Central government, higher education institutions established or recognized by the Central government, the institution's Hindi language education activities as a private organization, and the debate in the parliament of India on the appropriateness of recognition were analyzed. It was found that the institution has two characteristics: undertaking activities in line with the Central government's language policies, which seek to strengthen the statue of Hindi while respecting other languages and strengthening unity between North India and South India by promoting development of both Hindi and South Indian languages. The Central government's intention was to make the institute, which relates to North Indian language and South Indian languages, an Institute of National Importance, thereby turning it into a symbol of unity between North and South India.

キーワード：言語教育、多言語国家、言語政策、インド

Keywords: Language education, Multilingual country, Language policy, India